

港湾法

(昭和25.5.31) 最近改正 令和7.4.23 法25号

1. 港湾区域内等における工事等の許可

(1) 港湾区域と港湾隣接地域（法第2条第3項、法第37条）

「港湾区域」とは、港湾管理者が港湾を管理運営するために必要な水域をいいます（法第2条第3項）。また、港湾区域に隣接する地域で、港湾管理者が保全を目的として指定した区域を「港湾隣接地域」といいます（法第37条）。

(2) 制限の内容（法第37条第1項第4号）

港湾区域内又は港湾隣接地域内において、港湾の開発、利用又は保全に著しく影響を与えるおそれのある一定の行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければなりません。

許可を受けなければならない行為は、次に掲げる行為をいいます（施行令第14条）。

- ① 港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、桟橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域において、載荷重量が港湾管理者が指定する重量を超える構築物の建設又は改築
- ② 港湾管理者が指定する廃物の投棄
- ③ 動力を用いて地下水を採取する揚水施設の建設又は改良

【適用除外】

公有水面埋立法に基づき埋立の免許を受けた者が、免許にかかる水域について行う行為

2. 臨港地区内の分区内における建築物等の建築の規制

(1) 臨港地区（都市計画法第8条第1項、法第38条、法第39条）

臨港地区とは、港湾区域を地先水面とする地域において、その港湾の管理運営に必要な最小限度のものとして都市計画に定められた地区又は都市計画区域外において港湾管理者が国土交通大臣の認可を受けて定めた地区をいいます。

また、分区とは、臨港地区内の土地利用の適正化を図るために港湾管理者が指定した区域で、次に掲げるものをいいます。

- ① 商港区…旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- ② 特殊物資港区…石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- ③ 工業港区…工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- ④ 鉄道連絡港区…鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
- ⑤ 漁港区…水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- ⑥ パンカー港区…船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
- ⑦ 保安港区…爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- ⑧ マリーナ港区…スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
- ⑨ クルーズ港区…専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域
- ⑩ 修景厚生港区…その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

(2) 制限の内容（法第40条第1項、法第50条の5第2項）

分区の区域内では、地方公共団体の条例で定められた各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物の建設が禁止されており、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で禁止されている構築物にすることはできません（法40条1項）。

さらに、脱炭素化推進地区（※）の区域内においては、当該条例で定めるもののほか、脱炭素化推進地区的目的を著しく阻害する建築物その他の構築物（特定構築物といいます）も建設できず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して特定構築物とすることもできません（法第50条の5第2項）。但し、港湾脱炭素化

—重要事項説明書説明資料—

推進計画の目標の達成に資するものとして地方公共団体の条例で定められたものは除かれます)。

(※) 脱炭素化推進地区について

港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るため、港湾脱炭素化推進計画を作成することができます(法50条の2)。脱炭素化推進地区とは、当該計画の目標達成に資する土地利用の増進を図ることを目的として港湾管理者が定めた地区をいいます。

3. 協定の承継効

下記の港湾法に基づく協定については、協定締結後に売買等により施設の所有者になった者や、使用収益を目的とした権利取得者(以下、「所有者等」と略)に対しても協定の効力が及びます。

(1) 特定港湾情報提供施設協定(法第45条の5)

港湾管理者は、港湾管理者以外の者が所有する見学施設や展示施設などについて自ら管理する必要があるときは、施設の管理方法などを定めた協定(特定港湾情報提供施設協定)を締結することができます(法第45条の3)。本協定は、協定締結の公示があった後に、新たな施設所有者等となった者に対しても協定の効力が及びます(法第45条の5)。

(2) 共同化促進施設協定(法第50条の13)

港湾法にもとづき、輸入ばら積み貨物の積み卸し、保管、荷さばきの共同化を促進する施設について、施設の整備又は管理に関する協定(共同化促進施設協定)が結ばれているときは、協定の認可の公告後に新たな施設所有者等となった者(建設予定や建設中の施設の所有者等となる者も含みます)に対しても協定の効力が及びます。

(3) 官民連携国際旅客船受入促進協定(法第50条の20)

国際旅客船港湾管理者(※1)は、民間国際旅客船受入促進施設(※2)の所有者等との間で、係留施設の優先的な使用や、旅客施設の一般公衆への供用等に関する協定(官民連携国際旅客船受入促進協定)を締結することができます(法第50条の18第1項)。

本協定は、協定締結の公示があった後に、新たな施設所有者等となった者(建設予定や建設中の施設の所有者等となる者も含みます)に対しても協定の効力が及びます(法第50条の20)。

※1 国際旅客船港湾管理者とは、国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者を指します。

※2 民間国際旅客船受入促進施設とは、旅客施設その他の国際旅客船の受入れを促進するために必要な港湾施設のうち、国際旅客船港湾管理者以外の者が整備する施設を指します。

(4) 協働防護協定(法第51条の13)

港湾管理者は、臨港地区内において、気候変動に伴う海面の上昇等による浸水や、コンテナ等の流出を防止するため、防護施設(護岸、荷さばき地等)の高さや機能の最適化に関する計画(協働防護計画)を策定することができます。

この計画に基づき、多様な施設管理者や事業者と港湾管理者が連携して取組を進めため、防護施設の整備・嵩上げ等に関する協定(協働防護協定)を締結することができます。

本協定は、締結の公示があった後に新たに施設の所有者等(使用収益を目的とする権利取得者を含みます)となった者に対しても、その効力が承継されます。

(5) 災害応急対策港湾施設使用協定(法第55条の4の4)

港湾管理者は、災害時において緊急輸送の確保その他の応急対策拠点機能を確保するため、民間が所有する港湾施設(荷さばき施設、倉庫、岸壁等)を使用することができる旨の協定(災害応急対策港湾施設使用協定)を、あらかじめ施設所有者等と締結することができます。

本協定は、締結の公示があった後に新たに施設の所有者等となった者に対しても、その効力が承継されます。これにより、災害発生時における港湾の防災拠点の確保と、迅速な応急対応が可能となります。